

# 平成27年度事務事業評価外部評価用説明シート

事務事業番号	07-02-17	事務事業名	子供の広場整備事業
所管部課名	環境安全部環境政策課		
事業の概要について			
目的 (何のために)	子どもの遊び場を確保すること		
対象 (誰を何を対象にしているか)	広場を利用する子供（児童）、保護者、広場の土地所有者		
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <small>(委託先：(清掃委託)公益社団法人東久留米市シルバー人材センター、社会福祉法人 [REDACTED])</small> <input type="checkbox"/> 一部委託 <small>(一部委託先： )</small> <input type="checkbox"/> 指定管理 <small>( )</small> <input type="checkbox"/> その他 <small>( )</small>		
根拠法令	(市) 児童遊園条例, (市) 子どもの広場管理運営要綱 (市) 環境基本計画, (市) 緑の基本計画		
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	<p>①借り上げについて  「子供の広場」の借り上げについては、民有地については地権者に賃借料を支払い又は公租公課を免除し、賃貸借契約を結んだ上で整備している。公有地については東京都など土地の所有者から借り上げた上で整備している。  東久留米市都市公園条例においては、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を5㎡以上と定めている。この標準は、都市公園法施行令の標準（市の区域内で10㎡以上）を参酌し、定めたものである。市立の都市公園は、平成26年4月1日現在で住民1人当たり1.65㎡と、条例上の標準面積に満たない状況である。市立の都市公園に、都立公園や墓園などの面積を加えて計算しても、市内の公園面積は住民1人当たり3.32㎡である。  そこで、これを補完するために民有地を借り上げ、広場として整備し、住民に開放している。</p> <p>②維持管理について  「子供の広場」のほか、東久留米市立児童遊園条例に基づき、児童遊園として市の土地を住民に開放している。  そこで、「子供の広場」及び児童遊園において、事業者への委託により年間を通じた清掃・草刈・樹木剪定・消毒・遊具の点検・補修など維持管理を行っている。</p>		
コストの概要について		関連事務事業について	
(平成26年度決算見込額)		→「有」の場合、その事務事業概要等記載	
平成26年度費用		庁内に関連する事務事業の有無	無し
事業費 (財源内訳合計)	38,908千円	事務事業番号	
財源内訳		事務事業名	
特定財源		事業概要：	
特定財源の支出に伴う一般財源			
一般財源	38,908千円		
人件費 (理論値)	5,907千円		
トータルコスト (事業費+人件費)	44,815千円		
	平成26年度事業費内訳(主な項目)		
	項目名	事業費	
	賃金		
	報償費		
	需用費	2,001千円	
	その他	36,907千円	

## 事業実績について

本事業に係る児童数や広場等の整備箇所、土地の借り上げおよび維持管理にかかる費用などについては、以下のとおりとなっている。

年度 (平成)	児童数 (1月1日現在)	広場等の整備		事業費 (千円)
		箇所数	面積 (㎡)	
26	17,986	32	43,089.06	38,908
25	18,024	33	43,478.06	39,602
24	17,990	33	43,493.08	41,584

内訳 年度 (平成)	広場等の整備				事業費 (千円)			
	子供の広場		児童遊園		需用費	その他		
	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)		使用料 (土地借上げ料)	委託料 (清掃委託など)	その他
26	28	40,603.76	4	2,485.30	2,001	28,362	7,145	1,400
25	29	40,992.76	4	2,485.30	1,822	28,695	8,374	711
24	29	41,007.78	4	2,485.30	1,794	29,503	8,406	1,881

## 所管課評価

本整備事業を続けていくことが、子どもの遊び場と、住民1人当たりの公園面積を確保するために欠かせない。ただし、事業として継続することと、コストの削減を両立させることは難しい。また、施設設備（フェンス、遊具、砂場等）の老朽化や、樹木の高木化が進んでいることも1つの課題である。植物の繁茂に草刈が追い付かない広場が一部にあるため、清掃や草刈など維持管理の回数の増加を検討する必要がある。

## 外部評価結果

東久留米市都市公園条例に定められている住民1人当たりの公園面積を補完する手段として整備していくとの市側の立場は一定程度理解するところであるが、事務事業の目的に照らせば、本来的には、子どもたちが遊びに行きたくなる、維持管理の行き届いた空間の整備・充実を図っていくことが重要である。そのためには、学校や保育園、あるいは自治会等に協力を要請するなどの可能な限り費用負担をとまなわない方法を駆使して、子どもの遊び場に対する市民ニーズを的確に把握していく努力が必要である。

また、地域の公共的・公益的活動を行うNPO法人、市民活動団体等の協働の主体となり得る団体に維持管理を委ねていくことについても、あわせて調査・研究されたい。

## 外部評価結果を受けての担当課所見

子供の広場については、そのほとんどが民有地のため、原状に復して返還を求められる可能性が常にある。このことから、施設的な市民要望になかなか対応しづらい状況がある。このため、現在の姿を基本とし、草刈りや樹木の剪定等予算の制約があるものの、維持管理の充実に努めていく。

そのような中で、ご指摘いただいたNPO法人等協働の主体となり得る団体に子供の広場の維持管理を委ねていくことについては、既に公園ボランティア制度や協定により市民団体等に公園や森の広場の維持管理などをお願いしている部分があることから、子供の広場につきましても検討していきたいと考えている。

## 課題及び今後の対応について（行財政改革推進本部）

担当課の考え方により取組みを進めていくこととする。